養子縁組家族の絆づくりに関する一考察 スウェーデンでのインタビュー調査を通して

森 和子*

元養子であった2人の事例から血縁のない養子と養親との家族の絆づくりのあり方について検討した.2人の家族は、養子であることを秘密にした家族(クローズ)とオープンな家族であり、家族間の関係性としては対照的な事例であった.Kirk の運命の分かち合い理論(Shared Fate Theory)の養親子の絆作りの過程で重要な3つの要素,1)自分たち親子は、かけがえのない真の親子であると確信すること、2)互いの気持ちに共感しあい,互いを必要とし助け合うこと、3)理解するコミュニケーション能力を持つことを枠組みとして分析した.その結果、①養親家族と生みの親家族も含めた家族の一員であることの確信をもち②日常の生活の中でのお互いの思いの交流と積み重ねがなされ③養親の肯定的な受け止めと生みの親の事情の理解が進むことによって、より健康な養親子の絆づくりが促進されることが示唆された.養子は養親家庭にくるまでには何度かの喪失体験を抱えており、生みの親の喪失は生涯の課題となっていた.1人は養子であることが秘密の家庭で育つことの苦しさを抱えながら生き、もう1人はオープンな家庭で安定的に生活していたにもかかわらず、成人してからも深い傷を抱えて生きていた.真実告知から養親家庭にくるまでに喪失していた自分のライフヒストリーを作り直す作業が始まり、喪失体験を埋めながら成人後も自分のアイデンティティが再構築されていることが示された.

Key Words: 養子縁組家族, 真実告知, 絆, スウェーデン

I. はじめに

スウェーデンは「家族のあり方についてまじめに試行錯誤を続けてきた国」(石原, 2010)

^{*}人間学部人間福祉学科

という指摘がある. 男女平等をはじめ、障碍者、老人、移民などあらゆる面から平等化を政策として推し進めてきた(ビヤネール、1986)国である. また、子どもの権利を守るための機関と法律が設立されており、子どもが大人に虐待されたり、体罰をうけたりした場合、子どもたちはBRIS(子どもの権利を守る会)に訴えることができる. もうひとつの団体はレーダ バーネンという国際的な児童救済機関で、子どもの代弁者である児童オンブズマンを置いている. 民間団体の尽力により、体罰や精神的な屈辱を子どもに与えてはならないという法律を世界に先駆けてつくっている. 生まれた子どものうちほぼ半数は婚姻関係にない男女の間に生まれている(木下、2006). 離婚再婚も多く、多様な家族形態が認められており、親子のあり方も血縁を超え「血を分けた親子関係を重視しない養子縁組が多い」(レグランド、2006)ことも特筆できる国である. 不妊のカップルが子どもをもつ選択肢として国際養子縁組が固定している(出口、2011). 養子はアジア、アフリカの諸国で出生した子どもたちであり、親子の間には生物学的絆はないのは明らかにわかる. しかし、彼らの間では、遺伝子や血縁といった自然のつながりより、日々の生活をともにしたつながりが親子の絆として大切にされている(出口、2011).

現在のスウェーデンの血縁のない親子を含む多様な家族形態が認められる児童・家庭福祉は一朝一夕で成立したのではない。1971年にスウェーデンの女性の地位向上のために書かれた「スウェーデン女性解放の手引き」という本のまえがきに次のような文章がある。「この本を、毎晩、毎晩子供と一緒に留守番をしているあなたに、孫の世話を無料でしているおばあさんに、途方にくれて泣いているあなたに、子どもを一人で育て、人に語れぬ苦労をしているあなたに、なんの報酬もなく小さい弟妹の世話をさせられ、世の中に出てゆけないあなたに、生活のために昼夜掛け持ちで働いているあなたに、贈ります。」(M. ヘッグ、B. ヴルクメステル、1971)。スウェーデンでも社会や家庭における男女の自由と平等がない家族のあり方が約50年前まで深く根付いていたのである。このようなスウェーデンの古い家族観、児童観が残っていた時代に養子になった人は家族とどのような関係を築き育ったのだろうか。

本稿では、スウェーデンの児童・家族福祉、養子縁組の歴史を概観した上で、それらを踏まえ、2人の成人した元養子であった人たちが、養子になり育った経過の語りを通して、養子と養親との家族の絆のあり方を検討したい。

I. でスウェーデンの児童・家族福祉の歴史を概観し、インタビューをした元養子の育った歴史的背景を把握する。 II. では、スウェーデンの養子縁組の経緯や現状を明らかにする。 III. で、2人の成人した元養子であった人たちによる養子になってからの経過の語りの結果と考察を行う。 IV. では、I. と II. を踏まえて血縁のない家族の絆の作りのあり方について検討し、さいごに日本での養子の子どもたちを支えていくための支援の方向性の示唆を得たいと考えている。

Ⅱ. スウェーデンの児童・家族福祉の歴史と養子縁組

1. スウェーデンの児童・家族福祉の歴史

1800 年代の半ば頃、ストックホルムの女性人口は過剰で非婚女性が多く、既婚女性はわず か4分の1(レグランド、2006)であり、婚外出産も多かったという、非婚の女性たちは、乳 幼児を抱えての就業は不可能で、多くの女性はわずかな養育費で育児を引き受けてくれる養母 に赤ん坊の養育を託さねばならなかった(レグランド, 2006)という時代が続いた.養母は乳 児を納屋のような粗末な所に並べて満足に世話をせずにたくさん亡くなっていった。1900年 代に入っても労働市場が不安定で父親は仕事を求め家庭を離れることも少なくなかったようで ある。また、家庭に戻ってこなくなる男性もでてきて、家族扶養者イコール男性という図式が くずれ、女性が代理を務めるようになる (レグランド、2006) 家庭も増えていった、コミュー ン(最小単位の地方自治体で日本の市・町・村にあたる)における児童福祉委員会の設置.虐 待されている児童の保護、非行少年に対する強制保護やそのための施設ケアなどにかかわる児 童法が制定されたのは、1924年であった(訓覇、1998)、市民の生活水準の向上のために、ス ウェーデンの福祉は,男性の賃金を初めとする労働条件の改善から始まった.その後女性の労 働市場参画が進むにつれ、職場における男女平等や性別役割分業の上に成り立つカップル単位 の課税制度が、1971年に個人制度に改革されたことの意義は大きかった(レグランド、2006) という。1970年代以降「男女とも仕事、家庭、社会における活動に関して平等な権利・義務・ 可能性を有すること」を原則とした社会政策を展開(高橋, 2009)している.

福祉の単位が家族から個人へと移行すると、子どもも大人の付属物ではなく、独立した社会の一員として見なされるように(レグランド、2006)なっていった。その後、児童福祉法は、公的扶助法、アルコール・薬物乱用者ケア法とともに、ひとつに統合されて、最終的に80年の社会サービス法の制定となり、今日に至っている(訓覇、1998)。

1980年代も半ばになると、非婚の母は恥ではなくなり、多子家庭や母子家庭への経済的援助から仕事と家庭の両立をめざす親やその子どもへの支援と、児童手当や母親手当など多岐にわたり、子どものいる家族への社会的支援制度が整えられた(高橋、2009).

1996年の社会サービス法の改正によって、児童・青少年サービスの原則として実親以外による子どもの養護措置の場合は、子どもにとって何が最善であるかという「子どもの視点」が新たに確認(訓覇、1998)されたということであった、離別後の養育に関しては、子どもの権利を保護しニーズを満たすために、両親が離婚、離別しても子どもの養育(親権)は共同で行うべきものと定められている。1990年代後半に両親の共同養育の理念が強化(高橋、2009)され今日に至っている。

2. スウェーデンの養子縁組

スウェーデンには、乳児院、児童養護施設で生活している子どもはいない、社会的養護が必

要な子どもは里親か養子縁組される。スウェーデンの社会システムが、一人ひとりの子どもに責任を持つ親が存在しない状況を、まったく許容していない(石原、2010)ということをよく表している。しかし、スウェーデンでも外国籍の子どもを養子にすることは 1960 年代まではまれであった(訓覇、1998)。女性の立場の向上と福祉の充実のため、北欧ではシングル女性が自らの子どもを育てていくことに、現在はほとんど不自由を感じない状況(石原、2010)となったため、社会的・経済的サポートが十分得られれば、女性一人でも子どもを育てていけるようになり、国内で子どもを養子に出す人がほとんどいなくなったことから、国際養子縁組が増加していった。表 1 「スウェーデンの子どもたち(0 – 17 歳)の家庭環境(2006 年)」によると、6 歳から 12 歳の子どもたちのうち 22%(女児、男児)、13 歳から 17 歳の子どもたちの28%(男児)あるいは 29%(女児)は、単身家庭で養育されている(石原、2010)ことからも福祉の充実がわかる。

また、養子縁組を希望するスウェーデン家族を援助する目的で、1973年に国際養子問題委員会が国の機関として設置されている。養子縁組が本格的に始まったのは1970年ごろからで現在までに約5万組が養子縁組されている。人口900万人の国で年間約800組行われているということは相当な数であることがわかる。内訳としては国内での養子縁組は10から20組くらいで、大多数は国際養子縁組の子どもたちである。1993年には「子どもの保護と国際養子縁組協力に関するハーグ条約」に加盟している。家庭の事情が子どもの心身の円満な育成に不適当と判断された場合、自治体が介入して、子どもを養家に預けてしまう(レグランド、2006)。市民の一人ひとりが、健康で人間らしい生活を送れるよう、具体的な便宜を図る責任が自治体に課せられている(レグランド、2006)。子どもの権利という観点から判断されるのである。スウェーデンの養子縁組は、裁判所の決定により実施される。民法上の親権を得るにあたって、養子を迎える側の年齢や養子(12歳以上)の同意などの一般的条件が満たされることのほかに、子どもの利益擁護の観点から養子縁組の適切性が吟味される(訓覇、1998)。

外国からの子どもと養子縁組をする場合,両親保険から一定の条件のもとに養子には養子縁組手当金が給付される(訓覇,1998).

スウェーデンでの子どもたちの家庭環境の統計(2006)をみると、養親も実親と同じ項目で 計上されている(表1). つまり、血縁による親としてまったく同等に扱われているのである.

現代のスウェーデンでは、家族関係の事実を知る権利だけではなく、養子が養親から養子縁組であることを正確に知らされることの重要性が強調されている。養子が理解できる年齢に達した時点でできるかぎり早く、第三者が事実を告げる前に、養親自身が告げることよって養子の養子縁組の受容が容易になるという考え方(訓覇、1998)に基づいて行われている。

3. 血縁のない親子の真実告知と出自を知ること

欧米でも養子であることを秘密にしておくべきであるという考えが1900年代前半では一般の常識であった(Wine, 1995). これまで子どもが養子になったさまざまな経緯と、それらが

子どもに与える影響について多くの議論(Kroger, 2005)がなされてきた.養子のアイデンティティ形成を困難にする要因として,遺伝や家系についての情報が与えられない事をあげている.「血筋の自我は,自分にはどんな性質が遺伝的に伝えられているかという知識に基づいて形成される」それに対し「養子は,本当の家族的背景を知らないために,その発達が妨げられ,かわりに『遺伝的幻想』hereditary ghost が生ずる」(鑪他,1996)ことがあることも明らかになってきた.思春期になれば親と子供との葛藤は起こりうることであるが,養子の場合 2 組の親がいることにより養親より生みの親はもっと良い親なのではないかと幻想を抱くことがある.「多くの子どもは疑問を胸に秘め,ひとり空想を巡らし,親に何も話せない」(Melina,1992)まま不安な気持ちをいだき続ける場合もある.

1990年代に入ると養子・里子の生みの親へのアイデンティティを巡る問題を検討した研究が多くみられるようになり(鑪, 2002)、秘密にすることは養子のアイデンティティ形成の阻害要因となることがわかってきた。養父母が血縁の父母の情報を子どもに提供することが養子である子どもや青年に対して最も肯定的な成果をもたらす(Kroger, 2005)という研究結果がある。養子が健康的なアイデンティティを獲得することに影響する要因として、信頼にみちた家族関係、養子についてのコミュニケーション、養子であることに対する親の態度をあげている(Hoopes, 1990)、現在欧米での真実告知の状況は、当然するものという考え方が主流になっている(Keefer, B. & Schooler, J. E.,2000)、思春期に入ると、自分に命を与えた人がどんな人なのか知りたいと思うのはアイデンティティの形成においても重要なことである。ルーツ探しとは、養子がアイデンティティを確認するために、自分の出身情報を正確に知ろうとしたり、実親に会おうとする欲求だと言われている(森, 2005)、スウェーデンのように民族の異なる国から養子になった外見からわかる養子の場合、約3分の1の若者が自分の民族的出自に積極的関心を持っていることが見いだされている(Kroger, 2005)、父母を知る権利は、子どもの権利条約第7条「名前国籍を知る権利、親を知り養育される権利」として採択されており、スウェーデンでは真実告知もソーシャルワーカーの仕事(新田、2004)と位置付けられている。

Ⅲ. 研究目的及び方法

1. 研究目的

本稿では、スウェーデンの児童・家族福祉、養子縁組の歴史を概観した上で、それらを踏まえ、2人の成人した元養子であった人たちが生まれてから養子になり、育った経過の語りを通して、真実告知、ルーツ探しを含めた血縁のない養子と養親との家族の絆づくりのあり方を考察することを目的とする。

2. 研究方法

1) 調查対象

スウェーデンの養子と里子の自助グループである AFO(Swedish Organization for adoptees and

foster children) という会員 200 名ほどの NPO の代表者現在 53 歳の B さんと現在 40 歳の会員 の A さんの 2 名を対象にインタビュー調査を行った.

AFO は、1991 年に NPO として設立され、養子縁組や里親委託で育った人たちの悩みの相談、支援をしている。具体的には、養子や里子当事者だった人たちによる成人した養子の生みの親探しの支援、情報提供や助言などを行っている団体である。

2) 調査方法・期間

インタビュー調査は、「真実告知」を大きなテーマとして、生まれてから養子になって現在に至るまでの真実告知を含めた経過を時系列にライフストーリー・アプローチにより自由に語ってもらう半構造化面接で行った。ライフストーリー(人生の物語)とは、その人が生きている経験を有機的に組織し、意味づける行為(やまだ、2000)である。ライフストーリーの先駆的研究者である MacAdamus(1985)によると、「自分は誰なのか、何者であるのかというアイデンティティの問いに対する答えは基本的に語りの形式をとる」(山口、2004)という、養子にとっての真実告知は自身のアイデンティティ形成において非常に重要であるという指摘がなされている(Hoops、1990)、口述のライフストーリーを通して個人の主観や意味に接近する研究方法として、養子になった人たちの主観的意味を分析することも目的としている本論文の目的に適した調査方法であると考える。

2012年7月に、ストックホルムにある私立博物館(Stadsmuseum)の中庭で調査を実施した. 面接は、インタビュー協力者の時間的制約があり A さんは約 1 時間 20 分、B さんは 50 分でインタビュー調査を行った。語られた記録は速記で記録するとともに録音テープに取り、筆者が日本語に訳したものである。

本調査では、養父母に対し、生物学的な父母のことを生みの親、また父母を別々に使う場合は便宜上生母、生父と呼ぶこととする。

3) 分析方法

本研究では、Kirk(1984、1988)の運命の分かち合い理論(Shared Fate Theory)を理論的基盤とし、生まれてから養子になり、真実告知を含め育った経過を時系列に沿って語ってもらった内容を分析して、血縁のない養子と養親との家族の絆づくりについて考察する。Kirk(1988)は養子縁組に関する価値として血縁による親子との違いを認めていく事により血縁のない養親子にも親子関係の絆が築かれていくことを示唆している。養親子の絆作りの過程で重要な3つの要素は、1)自分たち親子は、かけがえのない真の親子であると確信すること、2)お互いの気持ちに共感しあい、お互いを必要とし、助け合うこと、そして、3)それぞれの問題(子どものアイデンティティ形成の困難さなど)を話合い、理解するコミュニケーション能力を持つこと(桐野、1998)であるという。一般的に血縁を規範とする家族観を重視する社会において、血縁によらない親子は差別されることが少なくない。血縁によらない親子であることを肯

定的に対処し、養親子関係と、血縁の親子の関係の相違を容認していくことによって養親子に強い絆ができる(桐野、1998)といえる。真実告知をしてから血縁によらない親子であるという事実を踏まえて、どのように対処して親子関係の絆づくりをしていくのかを検討するには、Kirk の理論が本研究の目的には適していると考える。

Ⅳ. 結果と考察

協力者の2人は成人した元養子であった人たちで、Aさんは細身の静かな女性で、一生懸命考えながら話をしてくれた。Bさんは、車を駐車する場所を探していたため遅れてやってきた、大柄でとてもはっきりとした口調で話をしてくれた。2人の話は、1. 生まれた時の状況、2. 養子縁組になるまでの状況、3. 育つ過程での真実告知の状況、4. その後の自分の出自に関する状況。5. 生みの親とあった時の状況。6. 現在までの状況の6つの時間的経過で区切って結果と考察を行った。これらを時系列にまとめたものが表2である。

1. 生まれた時の状況 (年表 A1, B1)

A さん、B さんとも国籍の違う父母から生まれ、生みの親は育てることができなかった子どもたちであった、そして出生後まもなく孤児院に入所している。

<A さん>1972年生まれで、その日はノルウェーの記念日だったそうだ、生母は、スウェーデン人で生父はノルウェー人であった。A さんが 5 ヶ月のときに、施設に彼女をおいていった、生父はスウェーデンに来て働いていた。3 ヶ月のときに、生父は溺死したということである。

<B さん>1958年にフィンランドで生まれた.フィンランド人は戦争に加わっていたためたくさんのフィンランド人はスウェーデンに流入した.フィンランドの子どもをスウェーデンに疎開させ、親は亡くなったりして孤児になった子どもたちが多くいたということである.スウェーデン人の生母は18歳のときに、フィンランドのヘルシンキで軍隊に勤めていた6歳上の生父とスウェーデンで会い恋に落ち妊娠した.当時はメイドをしていたが、妊娠したことで首になり、自分は病院で生まれた.生母は若年であり、当時は保障もなかったため、生母自身が里親家庭で引き取られ、自分はそこで生まれた.当時はたくさん孤児院があり、その後自分は施設に入れられた.

ノルウェー, スウェーデン, フィンランドの北欧では幾多の戦争などにより, 頻繁に相互に行き来が行われていた. A さんと B さんは, 当時の国境を越えた交流の中で, 生み落とされ, 生みの親に育ててもらうことができなかった子どもたちであった. そのような時代背景を含め自分たちの生まれたときの状況を語られた.

2. 養子縁組になるまでの状況 (年表 A2, B2)

A さんは養親に引き取られたのが7 ヶ月であったため、その前の生活の記憶はまったくないが、B さんは年齢が高くなっていたので養子であることも知っており、その前にいた孤児院のことも覚えていた。

<Aさん>7ヶ月のときに、スウェーデンの家庭に引き取られたが、法律の問題があり養子縁組ができたのは8歳のときだった。生みの親が申請書にサインをしなかったという理由であった。たぶん迎えにいこうと思っていたのかもしれないが、生母はアルコール依存症であったということなので無理だったのかもしれない。

<Bさん>フィンランドの孤児院にいたが、その当時フィンランドに行くと養子が得られやすかったため、里親はフィンランドの孤児院にいって自分を選んだということである。その里親は少し前に息子をなくしたために里子を迎えたということである。里親家庭に4歳半までいた。その後養親と出会い、養子になった。養親は子供ができず、1950年中旬にすでに兄を養子にしていた。はじめはフィンランド語を話していたが、養親はスウェーデン人だったため、スウェーデン語を話すようになった。同じ養子の兄がいていつも一緒に話していたため、比較的楽に変えることができた。孤児院のにおいや階段など覚えている。

A さんは養親に引き取られたのが 7 ヶ月であったため、その前の生活の記憶はまったくないが、生母が養子縁組を許可しなかったことで縁組できたのは 8 歳の時であった。 B さんは年齢が高くなっていたので養子であることも知っていて、その前にいた孤児院のことも覚えていた。 A さんは当然のように血縁の親子であると思って暮らし、 B さんは養子であることを承知したうえ孤児院や変遷した生活の場の記憶とともに生活していた。

3. 育つ過程での真実告知の状況 (年表 A3. B3)

A さんは、突然に養子であることを知らされ、大きなショック状態に陥ったのに対し、B さんは養子であることを知って兄も養子でそのような環境で生活していたので、養子であることを受け入れていた。

<Aさん>養親家庭には実子である17歳上の姉と7歳上の兄がいた.16歳になるまで養子であることは知らなかった.16歳のときに、血縁の年上の兄弟から突然養父母宅に電話があり、会いたいということだった。自分のルーツを知りたかったのではないかと思う。それで養母から養子であることをはじめて聞かされた。それを知ったときは、何を言っているのかわからなかった。非常に恐ろしいことだった。ずっとだまされていたと感じた。そして養子であることは家族にとって大きな秘密だった。16歳からバブル(筆者注:現実に生きていないかのような)のような数年だった。18歳になればスウェーデンでは生みの親とコンタクトがとれるが、当時はまるで夢をみていたようで、養子のことは養親や兄姉には絶対に聞いてはいけないと感じていた。そして、養母から生母はアルコール依存症で兄は罪をおかしている家族であること、養子になったことを養母に対して感謝をしなければならないといわれた。その後は良い子で過ごさなければならなかった。

<Bさん>自分自身 5 歳で養子になったので養子であることはずっと知っている.養親家庭はオープンな家庭で,養母はとても外部の人たちにもオープンな人であった.養母は高い教育を受け,裕福な家族で育ったインテリで大きな声で方言まじりに話す人である.自分はいろいろ考え始めたが,同じ養子である兄はあまり気にしていないようである.養子であることについては兄とはあまり話さない.さほど興味がないようだ.10代のころは,友達が大事で養子であることは頭の片隅にあったがそれほど考えなくなった.仲の良い友達は自分が養子であることを知っていた.自分は生みの親のことも養親から教えてもらったので知っていた.

A さんは 16 歳まで全く養子であることは知らされず,疑いも持っていなかった.当時は養子であることは秘密にされて当然であり,養母は生母方の兄弟の連絡で仕方なく真実告知をした.その時の告げ方が生母はアルコール中毒などというネガティブな情報であり,それ以上生みの親のことに触れることは自分の存在も否定することにつながりかねない思いだったと思われる.A さんにとっては恐ろしい出来事で親から騙されていたという思いと,その反面養母からは育ててもらったことを感謝するようにというメッセージを受け,16歳の A さんにとっては,言うことを聞いてよい子にするしかできなかったと考えられる.

一方Bさんは、友人にも近隣にも養子であることはオープンな養親家庭で育ち、生みの親のことも知ったうえでの生活をしていたが、10代のころはそれよりも友達の付き合いが頭を占めていて、特に養子であることで悩むということはなかったようであった。

4. その後の自分の出自に関する状況 (年表 A4、B4)

その後、A さん、B さんともに生みの親に会っている。生みの親のことを秘密にして育った A さんとすべてオープンにして育ってきた B さんとは、生みの親にあった時の状況や感覚は 違いがあることがわかる。

<A さん>はじめに、生母方の兄弟である弟から連絡をとってきた。その時に4人の弟と1人の妹がいることがわかった。妹とはまだ会っていない。彼女は精神的に病気を抱えているということである。

生父のことを確認したところ、5歳上の姉が1人いたことがわかった。結婚はしていない(内縁)ということである。16歳の時には生母と会うことができなかったが、血縁の兄はいつか会えるだろうといっていた。当時は養母からひどい情報ばかりが聞かされ、恐ろしくて会いに行こうとするパワーがなかった。16歳で養母から言われた時、養母からは「あなたを愛しているわよ」といわれた。その後3回くらい養子に関することに触れた話をしたことがあったが、ひどい話ばかり聞かされることになったのでもう聞くことができなかった。また、養子であることを告げられるまでは自分の顔は兄と似ていたので、血のつながりを疑うことはなかった。

<Bさん>9歳ころから生母や生父のことを考えたり、人生を考えるようになった. 20歳のとき、自分の愛着のきずなはそれほど強くないことがわかった。大学で心理学を 専攻したことで、自分が愛着の絆ができなかったことに気がついた。生活する場所があ れば、どこでも適応する力があった。これまで養父母は支えてくれたが、養子になるまで、 何度も住むところや養育してくれる人が代わって、自分の心がブロックされていたこと がわかった。心理学を専攻したことで心理療法も学び、自分のことがわかって良かった。 自分の心をブロックしていた昔に戻ることができた。

A さんは血のつながりを疑うことがなかったことに、兄と似ていたことが挙げられた. そのことが、養子であることを知った時にショックを大きくしたと思われる. 養母からの情報がネガティブなものだったため、生みの親に会いに行くことやそれ以上に養子であることを考える余裕やエネルギーがなくなっていったと推察される.

一方Bさんは、養子であることを踏まえて、大学で心理学を学ぶことによって自分自身の 内面を深く考えるようになっていった。養育者が何度も変わることによって愛着障害になって いたこと、治療が必要なことが認識されていった。養親の支えがあったからこそ、向き合えた のではないかと思われる。

5. 生みの親とあった時の状況 (年表 A5, B5)

生みの親にあった時の印象を A さんはポジティブな解釈で語ってくれ、B さんは生みの親

が自分を手放した後に生まれた子どもたちに自分を重ね合わせていたことがわかった話がで た

<Aさん>生母に会えたのは、35歳の時だった.16歳で知らされてから生母に会いに行くのに19年かかった.家族のひとりとして会わなければと思った.生母と会った理由は、秘密をもっていることはいやだと思ったからである.すべてがわかって、嘘はいやだと思った.生母は施設に入っていた.生みの母と会ったのは、35歳の時であった.その前に再会していた弟と一緒に生母に会いに行った.会って1年後に生母は死亡した.生母に会ったときは、すでにいろいろな思いはとけていた.生母は病気が重く、ベットから車椅子にやっと移れる状態であった.骸骨のようになっていた.

自分は、生母に会うや否やトイレに行って泣いてしまった。そして戻って「私がわかる?」と聞いたら「ええ(Yes)」といったが本当にわかったか定かではない。でも、会ってよかった。生母を抱きしめた。人生の最後で生母に平和な気持ちを与えることができて良かった。

<B さん> 20 歳で生母に会ったとき,恋に落ちた(Love at first time)かのようだった. 自分は生母のことは姓で呼んだ.生母は自分を手放したことで罪悪感を感じていた.生母はその後再婚して 2 人の男の子を生んでいる.息子に孫娘が生まれたとき,自分の娘のように感じたと生母は言った.生母は男の子しか生んでいないため,孫娘が生まれて手放した自分のように感じたのであろう.弟は自分とそっくりだった.フィンランド人はプライドが高いので,弟は生父の子どもでないかと聞いたが否定した.でも弟は疑っていて,DNA 鑑定をうけるかもしれないとのことであった.生母は会いたくてもプライドが高く,家族や親戚いとこには自分のことは秘密なこととしている.生んだのに育てられず,養子に出したことを,大きな恥と感じている.

21歳のときに、生父にも会った。再婚して3人の子供がいた。一番上の娘には自分と同じ名前をつけていた。なぜ会いたいと思ったか、自分のオリジン(ルーツ)、家族の一部であることを感じたかった。養子であることは家族の外にいる感じがある。ほかにも巣(居場所)があるという感じである。

25歳のときに里親宅にも行った. 里親は当時の自分の写った写真をもっていた. 里父はすでに死亡していたが, 当時いた里子が今も一緒に住んでいた. 自分の歴史の中の一部としてただ会いたかった.

A さんは、病気の生母と意志の疎通がほとんど取れない状態であったが、それでも会えた時に、心の中で何かが溶けていき生母を受け入れることができ、また同時に自分の存在を肯定的に見出すことができたのではないかと考える。一方 B さんは、生母に会った時に恋に落ちたという表現で言っていたが、これまで生母に対する怒りなどのネガティブな思いがないからこそ、生母に対して強い愛情を感じることができたのではないかと思われる。自分を手放しても、

自分の子どもに同じ名前を付けたり、孫娘を自分と重ねて考えたことを知った時に、生みの親の中では自分は生き続けていたことを実感することができたと考える。また、さらに自分を理解するために里親にも会いに行くことにより、生みの親と里親の愛情を実感して愛着の絆の補強をしていったと推察される。

6. 現在の状況(年表 A6. B6)

A さんは、生母に会ったことで、養親家庭から出なければならなくなったが、養子や里子の自助グループを知ったことが転機となる。B さんは、心理学を学んだことで自己理解が深まり、他の養子や里子の支援をするようになっていった。

<Aさん>35歳の時に、生みの母と会ったことを養母が知ったときに、養母は、それなら親戚と住めばいいといって家を出ていくように言われ、それ以来養親家族とは会っていない。生みの母と会う前に養母に会うことを言うことはできなかった。養母はとても強い人で、家族全員に大きな影響を与える人であったため、その後家族の誰とも会っていない。養親家族については、小さいころ、姉は自分に嫉妬して、好きではなかったようだ。兄ともあまり話しはできなかった。父はやさしかったが、母にすべて従っていた。何故自分を養子にしたのかはわからない。

現在, 16歳と5歳の2人の男の子のシングルマザーで, 病院で歯科衛生士として働いている. 養子であることがわかったとき, 友達に話した. また上の子どもにも話している.

養母は自分を認めず、精神的に傷つけられたが、自助グループのことを知り、この数 年で自分を強くすることができ平安を感じることができた.

<Bさん>サイコセラピストになったのは、人間の本質を深く知りたかったことがあげられる。学ぶことにより自分は強くなった。今NGOの団体で心理相談をボランティアでしている。養子は大きな問題を抱えている。自分はどこにも属していないと感じていたり、国際養子の情報がないことで悩んでいる人も多い。特にインドやアフリカの子供たちは情報がないことが多い。韓国はビジネスで行っている豊かな国であるため違うことがある。この活動は電話相談や集まりを行い、政府から5万クローナを支給してもらって活動している。

A さんにとって、乳児期から育った養親家庭から離れなければならなかったことは、生みの親に次いで再び喪失体験をしたことになったと考える。その後の苦しみから、同じ境遇の人たちとの出会い共感し合い、ピアカウンセリングを受けることで A さんがエンパワーメントされていったと思われる。B さんは、養親の支えという土台の上に、大学で心理学を専攻し、心理療法や自己の心理的探究を深めたことで、他者への支援ができるだけ自分自身の力を高めることができたのではないかと思われる。

V. 総合考察

A さんと B さんには、生まれてから養子になり、その後の真実告知を踏まえて現在に至るまでのライフストーリーを語ってもらった。ここでは、Kirk(1984、1988)の運命の分かち合い理論(Shared Fate Theory)の養親子の絆作りの過程で重要な 3 つの要素、1)自分たち親子は、かけがえのない真の親子であると確信すること、2)お互いの気持ちに共感しあい、お互いを必要とし、助け合うこと、そして、3)それぞれの問題(子どものアイデンティティ形成の困難さなど)を話合い、理解するコミュニケーション能力を持つこと(桐野、1998)を分析枠組みとして、生まれてから養子になり、真実告知を含め育った経過を時系列に沿って語ってもらった内容から血縁のない養子と養親との家族の絆づくりについて考察を進める。

1. 養親家族と生みの親家族も含めた家族であることの確信

養親子の絆作りの過程で自分たち親子は、かけがえのない真の親子であると確信することが親子の絆作りの重要な要素の一つである。A さんの家庭は養子であることは秘密の上で成り立っていたが、秘密でなくなってからは養親の気に入るような自分でいなければならなかった。条件付きの親子関係になったといえる。さらに 35歳の時 A さんは、生みの親に会ったことで、養親家族との関係性を切られてしまった。A さんと養親家族に生母や血縁のきょうだいが入ってきたことにより、A さんは養親家族からはじき出されてしまった。一方、B さんの場合、養親は生みの親の存在も含めて B さんを子供として受け入れ、生みの親に会うことも里親に会うことも養親は支えてくれた。カナダの養親の言葉が B さんと養親、生みの親の関係を示していると言える。「子どものもっている『愛』のサイズは、風船と同じようにその場その場でふくれていくものと私たち夫婦は考えています。(中略)子どもが 19歳になって生みの母親ときょうだいに会いました。彼らは子どもの『愛』のなかに入りました。だからといって私たちがその『愛』の輪から追い出されるのではありません。」(森、2005a)、養子は生みの親がいたおかげでこの世に生まれ、出会うことができ自分たちのもとに子どもとしてきてくれたかけがえのない親子であるという確信が養親家族の基本にあることによって親子の絆が育まれていたと考える。

2. 日常の生活の中でのお互いの思いの交流と積み重ね

養親子関係の絆づくりには、お互いの気持ちに共感しあい、お互いを必要とし、助け合うが2つ目の要素として挙げられている。A さんは特に16歳で真実告知を受けてから、養親家族とお互いの気持ちに共感しあい、お互いを必要とし、助け合うという関係が築けないまま過ごすこととなった。日々のさりげないお互いへの思いの積み重ねが絆を強固にしていく。真実告知をする時期として、養子縁組をして成人した当事者へのインタビュー調査(野辺、2009)では、学齢期までに真実告知を告げられた人よりも多感な青年期以降に告げられた人たちの方が

親子関係の問題が生じる傾向が高いことが示されている。真実告知をする状況が血縁の兄から連絡を受け、思春期の最中に仕方なくすることになってしまい、絆を結ぶことができないまま、35歳で生母と会ったことで養親家族からははじきだされてしまった。一方、Bさんの家庭は養子であることについて秘密はなく日常的にオープンな会話が行われていた。子どもが思い出すエピソードの機能を捉えるには、子どもが話したいその瞬間を捉えることが重要(下島、2008)であるという指摘がある。子どもの問いかけに丁寧に答え、養子に来るまでの未知の過去を、養親とのやり取りによって養子の過去を語り直し、再構成する作業が行われていると推察される。子どもの発する思いや疑問を養親が肯定的に受け止め、大事な子どもであることを確信できるような関係を積み重ねることが親子の絆の良好な形成に繋がることが示唆された。

3. 養親の肯定的な受け止めと生みの親の事情の理解の促進

養親子の絆作りの過程で、3つ目にそれぞれの問題(子どものアイデンティティ形成の困難 さなど)を話合い、理解するコミュニケーション能力を持つことがある。

A さんが 16 歳の時に血縁の兄からの連絡を受け、養母が出自について話をしたが、その後 も3回生みの親に関する話が出た時には生みの親や兄弟のネガティブな情報ばかりを聞かされ A さんはそれ以上知ることも、聞くこともできなくなった。その上養母から育ててもらったこ とに感謝するように言われ、それ以上自分の出自を理解するためのコミュニケーションをとる ことができなかった. 一方. B さんは、子どもの権利を尊重して出自に関してもオープンに話 がなされ、養子であることをネガティブにとらえることなく、養親とBさんとの間で互いを 理解するコミュニケーションが行われていた、さらに、生みの親が自分の子どもを手放さなけ ればならなかった事情を理解することの重要性が A さんと B さんの語りから示唆された. A さんは、生母の死の間際に会って生母に小の平和を与えられてよかったとポジティブに解釈す ることができた。それは生母が自分の子どもを養子縁組することを8歳になるまで許可しな かったことから、生母の自分に対する思いに気が付くことができたからではないかと推察され る. また. B さんも生母と生父とも会うことができたことで. その後に生みの親がそれぞれに 作った家族に手放さざるを得なかった自分のことが反映されていることを知り、自分のライフ ストーリーをよりポジティブにとらえることができたのではないかと思われる。さらに、それ らが、時代的にシングルの生みの親では育てることができなかった時代背景があったことも理 解することにより生みの親だけの責任ではなかったことと受け止めることが可能になったと考 える.

さいごに

元養子であった 2 人の事例から血縁のない養子と養親との家族の絆づくりのあり方について検討した. Kirk (1984, 1988) の運命の分かち合い理論 (Shared Fate Theory) の養親子の絆作

りの過程で重要な3つの要素, 1) 自分たち親子は、かけがえのない真の親子であると確信すること、2) お互いの気持ちに共感しあい、お互いを必要とし、助け合うこと、そして、3) それぞれの問題(子どものアイデンティティ形成の困難さなど)を話合い、理解するコミュニケーション能力を持つこと(桐野、1998)を枠組みとして分析した結果、①養親家族と生みの親家族も含めた家族の一員であることの確信をもち②日常の生活の中でのお互いの思いの交流と積み重ねがなされ③養親の肯定的な受け止めと生みの親の事情の理解が進むことによって、より健康な養親子の絆づくりが促進されることが示唆された。

さいごに日本での養子の子どもたちを支えていくための支援の方向性の示唆を得たい。

日本においては、「養親は強く指導しない限り告知はしたがらない」(絆の会、1997)という風潮が残っており、告知できず、不安を抱える養親が少なくない。出自を秘密にしても、養親と養子の姿形が似ていないことや、外部の人から告げられることにより、成長の途中で知ることになり、ルーツがわからないことからくる大きな不安が述べられている(家庭養護促進協会、1999)。養親が告知を躊躇する理由として「告知することで、それまで築いてきた関係が揺らぐのが怖い」「子ども自身が受け止められなかったら」(堀、2011)など子どもを社会の偏見の目にさらしたくないという思いや告知してから後の実態がわからない不安が大きいことが挙げられる。真実告知をすることは、日本においてはまだ積極的に進められているとは言いがたい実情がある。

A さんと B さんの 2 つの家族は、まさに養子であることを秘密にした家族 (クローズ) とオー プンな家族であり、家族間の関係性としては対照的な事例であった。生後まもなく最も身近な 生みの親との繋がりを失った子どもにとって、その悲しみを表現したり、喪失感に対処するこ とは難しい。養子の心理を理解するためには自己の探求において喪失と嘆きが独特な役割を果 たすことを認識し正当に評価することが必要である(Brodzinsky, Schechter & Henig, 1993)と言 われている。若年養子は養親家庭に来るまでには何らかの喪失体験を抱えており、生みの親の 喪失は生涯の課題となるという. B さんから大学に入ってから心理学を学んで自分の愛着の絆 の弱さについて気がついたと語られていた。養子縁組してからは、オープンな家庭で安定的に 生活していたにもかかわらず、成人してからも深い傷を抱えて生きていることがわかった. 真 実告知によって養親家庭にくるまでに喪失していた自分のライフストーリーを作り直す作業が 始まり、喪失体験を埋めながら生涯にわたり自分のアイデンティティが再構築されていくこと が示唆された.日本でも真実告知をすることを前提に養子縁組をする民間児童福祉機関もあり, オープンな関係性が推進されてきている。B さんが代表をつとめる AFO の活動が存続してい ることは、成人した養子であっても、心理的なサポートが必要であることが明らかになった. 生涯にわたる長期的視点から養子に対する手厚い支援が必要であることが本研究からも示され たと考える。今後の課題としては、日本の養子縁組家族の調査を進めることで養子と養親との 家族の絆づくりの支援の方策を見出したいと考えている.

参考文献

- Brodzinsky, D. M., Schechter, M. & Henig, R. M. (1993). Being adopted -The Lifelong Search for Self. Anchor Books, New York.
- Hagg, M., & Werkmaster, B. (1979). (柳沢由美子訳). スウェーデン女性解放の手引き. 家政教育社. (Hagg. M., & Werkmaster. B. (1971). Frihet Jamlikhet Systerskap. Lennart Sane Agency)
- Hoops, Janet. L. (1990). Adoption and Identity Formation. The Psychology of Adoption. Oxford University Press, 144-166
- 堀章一郎(編). (2011). 岡山ベビー救済協会 20年の歩み. 岡山ベビー救済協会.
- 石原理. (2010). 生殖医療と家族のかたち-先進国スウェーデンの実践, 平凡社.
- 家庭養護促進協会. (1999). 大人になった養子たちからのメッセージ. 家庭養護促進協会大阪事務所.
- Keefer, B. and Schooler, J. E. (2000). Telling the truth to your adopted or foster child, Bergin&Garvery.
- 木下淑恵. (2006). 8 女性の生き方. 岡沢憲芙・中間真一(編著). スウェーデン-自律社会を生きる 人人,早稲田大学出版部. 201-220
- 桐野由美子(1998). 意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組 その1: 当事者と非当事者の比較、関西学院大学社会学部紀要、第81号、129-138.
- Kirk, H. D. (1984). Shered Fate A Theory and Method of Adoptive Relationships, Ben-Simon Publications.
- Kirk, H. D. (1988). Exploring Adoptive Family Life, Ben-Simon Publications.
- 絆の会編. (1997). 家族作り-縁組家族の手記. 世織書房.
- Kroger, J. (2005). (榎本博明編訳). アイデンティティの発達-青年期から成人期-. 北大路書房. (Kroger, J. (2000). Identity Development; Adolescence through Adulthood, Sage Publication, Inc.)
- 訓覇法子. (1998). スウェーデンの社会福祉 里親制度・養子縁組. (仲村優一・一番ヶ瀬康子編集委員会代表). 世界の社会福祉 1 スウェーデン・フィンランド. 旬報社. 39-45
- Melina, L. R. (1992). (伊坂青司・岩崎暁男訳). 子どもを迎える人の本-養親のための手引き. どうぶつ社. (Melina, L. R. (1986). Raising Adopted Childen, Harper&Row Publishers,Inc.)
- 森 和子. (2005a). 委託された子ども特有の問題. (湯沢擁彦編著). 里親入門、ミネルヴァ書房.
- 森 和子. (2005b). 養親子における「真実告知」に関する一考察 養子は自分の境遇をどのように理解していくのか . 文京学院大学人間学部紀要. Volume7. No.1.61-88.
- 新田はるか. (2004). 里親養護における子どもの自分のルーツを知る権利の保障 スウェーデンのテリングのあり方から考察する . 埼玉大学教育学部人間発達科学課程福祉カウンセリングコース平成 16 年度卒業論文
- 野辺陽子 (2009). 養子縁組した子どもの問題経験と対処戦略 養子の実践と血縁親子規範に関する一 考察 、家庭教育研究所紀要、No.31.
- レグランド塚口淑子. (2006). 女たちのスウェーデン"仕事も子どもも"が可能な国に40年. ノルディック出版.
- 下島裕美. (2008). 自伝的記憶と時間的展望. 心理学評論. Vol.51,No1, 8-19.
- 高橋美恵子. (2009). スウェーデン社会における男女の共同性. (村井誠人編). スウェーデンを知るための 60 章. 明石書店, 273-277.
- 鑪幹八郎・山本力・宮下一博. (1996). アイデンティティ研究の展望Ⅲ. ナカニシヤ出版.
- 鑪幹八郎・山本力・宮下一博. (2002). アイデンティティ研究の展望Ⅵ. ナカニシヤ出版.
- 出口顕. (2011). 養父母になった国際養子たち:スウェーデン,デンマークの事例から. 国立歴史民

俗博物館研究報告. No.19. 7-28.

ビヤネール多美子. (1986). スウェーデン超高齢化社会の試み. ミネルヴァ書房

Wine, J. (1995). Canadian Adoption Guide – A Family at Last, McGraw-Hill Ryerson.

山口智子. (2004). 人生の語りの発達臨床心理学. ナカニシヤ出版.

やまだようこ. (2000). 人生を物語ることの意味. (やまだようこ編著). 人生を物語る - 生成のライフストーリー. ミネルヴァ書房.

謝辞

調査にご協力くださった NPO 法人 AFO の代表者の B 氏と会員の A 氏および、NPO 法人 AFO をご紹介くださった谷沢秀夫様に心より感謝申し上げます.

(2012.9.25 受稿, 2012.10.29 受理)